

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第六号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する

法律及び佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例施行規

則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例施行規則（平成十八年佐賀県規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「認定基準」を「認定要件」に改める。

第一条中「佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例」を「佐賀県における認定こども園の認定要件に関する条例」に改める。

第五条第二項中「第二項の規定により認定を受けた」を「第三項の認定に係る」に改める。

第七条中「第六条」を「第六条第一号」に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

第八条中「第九条第三号」を「第九条第六号」に改め、同条第三号中「子ども達の自然及び生き物並びに食べ物への」を「自然、生き物及び食べ物に対する子ども

講の」にため、回条録回中「講演会」のトに「の開催」を加える。

整定録－中

- 「 7 保育者の資質向上等に関する計画
- 8 子育て支援の実施計画
- 9 開園日数及び開園時間並びにそれらの理由がわかる書類
- 10 食育推進計画
- 11 情報の開示方法が確認できる書類
- 12 事故等が発生した場合の補償体制が確認できる書類

を

- 「 7 障害のある子どもの保育の実施計画
- 8 子ども及び職員に対する環境教育の実施計画
- 9 保育者の資質向上等に関する計画
- 10 子育て支援の実施計画
- 11 開園日数及び開園時間並びにこれらの理由がわかる書類
- 12 食育推進計画
- 13 情報の開示方法が確認できる書類
- 14 事故等が発生した場合の補償体制が確認できる書類

にため。

整定録回中

- 「 4 保育者の資質向上等の実施状況
- 5 子育て支援の実施状況
- 6 食育推進計画の実施状況
- 7 情報の開示内容が確認できる書類
- 8 入園する子どもの選考方法及び受入れについての配慮内容が確認できる書類
- 9 自己評価、外部評価等の評価実施状況及び評価結果の活用方法が確認できる書類

を

- 「 4 障害のある子どもの保育の実施状況
- 5 子ども及び職員に対する環境教育の実施状況
- 6 保育者の資質向上等の実施状況
- 7 子育て支援の実施状況
- 8 食育推進計画の実施状況
- 9 情報の開示内容が確認できる書類
- 10 入園する子どもの選考方法及び受入れについての配慮の内容が確認できる書類
- 11 自己評価、外部評価等の実施状況及びこれらの結果の活用方法が確認できる書類

に

改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、様式第四号の改正規定については、平成二十五年四月一日から施行する。